

面接会 & 事業所説明会を 開催してみませんか

“面接会 & 事業所説明会”をリニューアル！

フロア内に**専用ブース**を設置し、
より近い場所で求職者にアプローチ！！

更に！

50インチのデジタルサイネージで
PR動画を再生できるようになりました。

もちろんこれまで通りに

- ① PRシート、求人票の掲示
- ② 窓口職員から求職者に丁寧に提供
- ③ ホームページで開催を周知

開催当日まで

**事業所様をPRさせていただきます。
ぜひご検討ください！**



※画像はイメージになります

開催日時（令和7年2月17日以降）

各日 午前10時～12時（日程はハローワークと相談し決定します）

*** 時間予約制ではなく、当日の受付先着順に面談していただきます。**

参加条件

以下2点にご協力いただけること

- ・当日の運営については、事業所様で行っていただけること。
- ・「面接会専用求人」および「事業所PR動画」「事業所PRシート」を作成していただけること。

※その他の参加条件、注意事項につきましては

別添「面接会 & 事業所説明会の実施にあたって」を必ずご確認ください。

お問合せ・お申込先

ハローワーク門真 事業所サービス・企画部門

TEL : 06-6906-6831 31#

Email : 2718-kyuujin@mhlw.go.jp

8:30～17:15（土日祝日除く）



面接会 & 事業所説明会の実施にあたって

【開催日時】

面接会 & 事業所説明会（以下、面接会）は、原則として10：00～12：00（最終受付時間11：40まで）の開催となります。

【開催方法】

受付先着順に参加者と面談していただきます。参加者1人あたり20分、最大6名を予定しています。

【開催場所】

ハローワーク門真内 特設「管理選考ブース」

【参加条件（必須）】

1. ハローワーク門真管内（門真市、守口市、大東市、四條畷市）の事業所、または管内に就業場所がある事業所（門真所求職者の通勤範囲を含む）
2. 当日の運営を原則、事業所様で行っていただけること
3. 面接会専用求人および事業所PR動画、事業所PRシートを作成していただけること
4. 前回の面接会開催から3ヶ月以上の間隔があること（クーリング期間）

注：先着申込み順ではなく「職種」や「求人条件」等から応募者が見込まれる事業所を優先させていただきます

【注意事項】

1. 面接会で募集する求人について、面接会前に選考を行ったり、求人を取り消したりすることはできません。面接会時点での雇用枠を必ず確保しておいて下さい。
2. 余裕をもって求職者へ求人をPRさせていただくため、求人は1ヶ月程前に提出をお願いします。
面接会専用求人として公開しますので、先に公開中の同内容の求人については、面接会専用求人の公開をもって一旦保留とさせていただきます。
面接会終了後も引き続き募集を継続される場合は、必ず管轄ハローワークへご連絡下さい。
3. 事業所PRシートのハローワーク内掲示やHPへの掲載等、求職者へのPRに努めますが、必ず面接希望者がおられるとは限りませんのであらかじめご了承ください。
当日飛び込みで面接を希望される方、まずは説明を聞いてみたいという方もおられますので、前日までに面接希望者がいない場合でも、必ず出席をお願いします。
4. ハローワークで時間予約を取らない開催形式となっている関係上、特定の時間に面接希望者が集中した場合、2カ所に別れての対応をお願いする場合がありますので、なるべく2名で来て下さい。
5. 求人票の内容との相違があった場合や公正な採用選考をしていただけない場合等、面接内容に問題があると判断した場合は、次回より面接会をお断りすることがありますのでご承知ください。
6. その他
 - (1) 天災による交通機関途絶の場合等、面接会自体が急遽中止になることがあります。
 - (2) 当日に以下の症状がある方はご出席をお控え頂きますようお願いいたします。
○37. 5℃以上の発熱がある方 ○のどの痛み、咳などの風邪の諸症状がある方

〇〇〇〇 株式会社

住所：〇〇市・・・・

会社HP
二次元
ハコード

募集職種

画像1

会社のアピールポイント①

担当者の声、採用者の声等、求職者にアピールする内容をご記入ください。

会社のアピールポイント②

担当者の声、採用者の声等、求職者にアピールする内容をご記入ください。

画像2

ハローワーク門真「事業所PRシート」留意事項

求人募集サービス、面接会・説明会等イベントにあたり、ハローワーク門真で貴社の周知広報を行うツールとしまして、社内の様子等を紹介する事業所PRシート（以下、「PRシート」といいます。）がございます。

PRシートについては、その作成にご協力いただくほか、以下の各事項を十分に理解し、遵守していただく必要があります。

1. 使用用途

(1) PRシートは、以下の用途で使用します。

- ①求職者等に対して貴社を周知広報するための資料（リーフレット等の印刷物としての配布、公共職業安定所内での掲示等、インターネット上での公開等）として使用します。
- ②大阪労働局、各ハローワーク（公共職業安定所）等における公共職業安定所サービス事例としての周知・広報活動及び各種施策等において使用することがあります。
- ③周知広報用として①により広く頒布した資料及び②により周知等に使用された資料については、第三者が複製等を行う可能性があります。これにより生じた損害等の責任は大阪労働局、ハローワーク門真で負いません。

(2) 上記(1)①による周知広報期間は、面接会・説明会等へ参加の場合は開催前～終了まで、その他の場合は求人の有効期限内掲載（最大1年間）に限ります。

2. 確認事項

(1) PRシートの作成に必要な写真の提供等、協力を無償で行っていただきます（ハローワーク門真に報酬その他金銭を請求することはできません。）。

(2) 万が一、PRシート等に関し第三者との間で紛争が発生した場合には、貴社の責任及び費用負担において解決していただきます。

(3) PRシートの著作権はハローワーク門真の帰属となります。

3. その他

(1) 本確認事項に定めのない事項または解釈に疑義等が生じた場合は、事前に協議することにより、これを解決するものとします。

(2) PRシートの内容に変更等があった場合、随時、内容を変更することができます。

(3) 上記2(2)による広報期間終了後、申し出により、継続して最大1年間掲載することができます。

(お問い合わせ先)

ハローワーク門真 事業所サービス・企画部門

[TEL:06-6906-6831](tel:06-6906-6831) 部門コード(31#)

E mail: 2718-kyuujin@mhlw.go.jp